特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	母子保健健康診査関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、母子保健健康診査関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	母子保健健康診査関係事務では、運用･保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和8年10月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健健康診査関係事務
②事務の概要	・母子保健法に基づき、 ①満3か月の乳児の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。 ②満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。 ③満2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。 ④満3歳を超え満4歳に達しない幼児（以降、①～④を合わせて乳幼児とする）の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。 ⑤妊産婦及び乳児に対し健康診査受診票を交付するとともに、受診結果の管理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。 ①乳幼児への健診の実施（母子保健法第12条・13条） ②妊婦への健診の実施（母子保健法第13条）
③システムの名称	健康管理システム（母子保健） 団体内統合宛名システム 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠）：95の項 （情報照会の根拠）：95の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市　子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市　子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950
９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理上直接個人番号を登録・編集・書面で取り扱うことはないが、個人番号と紐づく情報の入力等においては人為的ミス発生防止のため複数人で確認を行っていることから、対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	甲府市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	Ⅱ　1．いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ　2．いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ　8．人手を介在させる業務		十分である 事務処理上直接個人番号を登録・編集・書面で取り扱うことはないが、個人番号と紐づく情報の入力等においては人為的ミス発生防止のため複数人で確認を行っていることから、対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ　11．最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 甲府市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ　1．いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ　2．いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ　1．いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ　2．いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	